

飯塚市保育士等キャリアアップ研修事業費補助金交付要綱

平成30年10月18日

飯塚市告示第299号

改正 R3-368

(趣旨)

第1条 この告示は、保育士等がキャリアアップ研修を受講する際の代替職員の賃金に補助を行うことで、施設における児童等の適切な処遇を担保するとともに、保育士等の処遇改善に必要な研修の円滑な受講を図るため、私立保育所及び私立認定こども園(以下「私立保育所等」という。)がその事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、私立保育所等の保育士及び配置に係る特例により保育士とみなすことができる保健師、看護師又は准看護師(以下「保育士等」という。)が、福岡県が実施し、又は指定する保育士等キャリアアップ研修を受講するために、私立保育所等が新たに代替職員を任用した場合の任用経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、福岡県保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金交付要綱に定める額の範囲内で市長が定める。

(対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 重複して他の補助金等の交付を受けないこと。

(書類の整備)

第6条 補助金の交付を受けた私立保育所等は、補助金と事業に係る経理についての収支を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則(平成30年10月18日 告示第299号)

この告示は、告示の日から施行し、平成30年度から令和5年度の補助金に適用する。

(R3-368一改)

附 則(令和3年12月15日 告示第368号)

この告示は、告示の日から施行する。